

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた 施設の使用禁止について（お知らせ）

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和3年8月3日に茨城県独自に緊急事態宣言が発令され、実施期間については、8月6日（金）から8月19日（木）までとされております。さらに令和3年8月5日にまん延防止等重点措置の対象区域に指定されたことから8月31日（火）まで期間を延長し、子ども同士の接触などによる感染リスクの軽減のため、市では下記施設の使用を禁止することに決定しました。

利用者の皆様には、大変ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

※電話相談については、引き続き実施します。

桜川市 福祉事務所長

◎該当施設

- ◆桜川市子育て支援センター―岩瀬
- ◆桜川市子育て支援センター―真壁

◎期 間

令和3年8月6日（金）から令和3年8月31日（火）まで